

一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担が変わります

- 2022年(令和4年)10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担3割)を除き、医療費の窓口負担が2割になります。
- 変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。



2022年9月30日まで

2022年10月1日から

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等※	1割



区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等※	1割

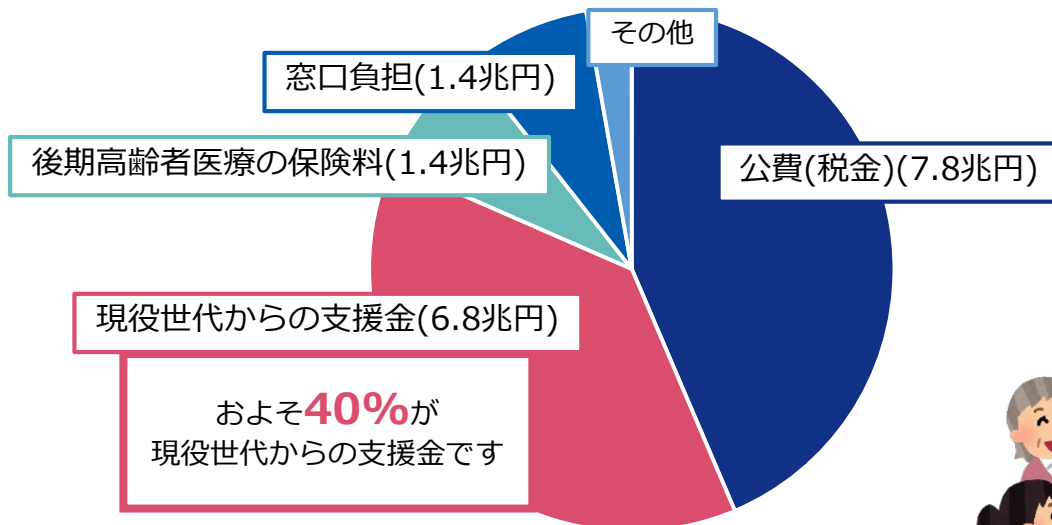
被保険者全体の約20%

※住民税非課税の方は基本的に1割負担となります。

見直しの背景

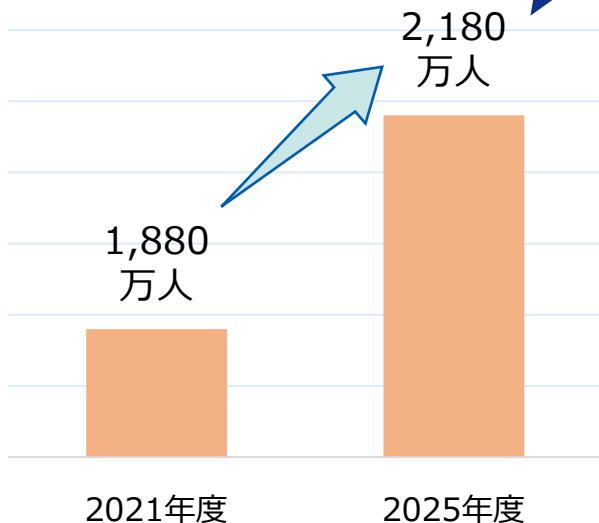
- 2022年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳(総額約18兆円)

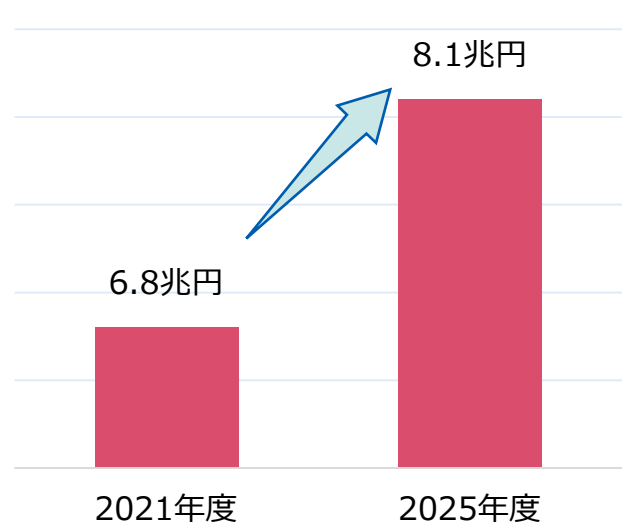


約300万人増加

75歳以上人口の増加

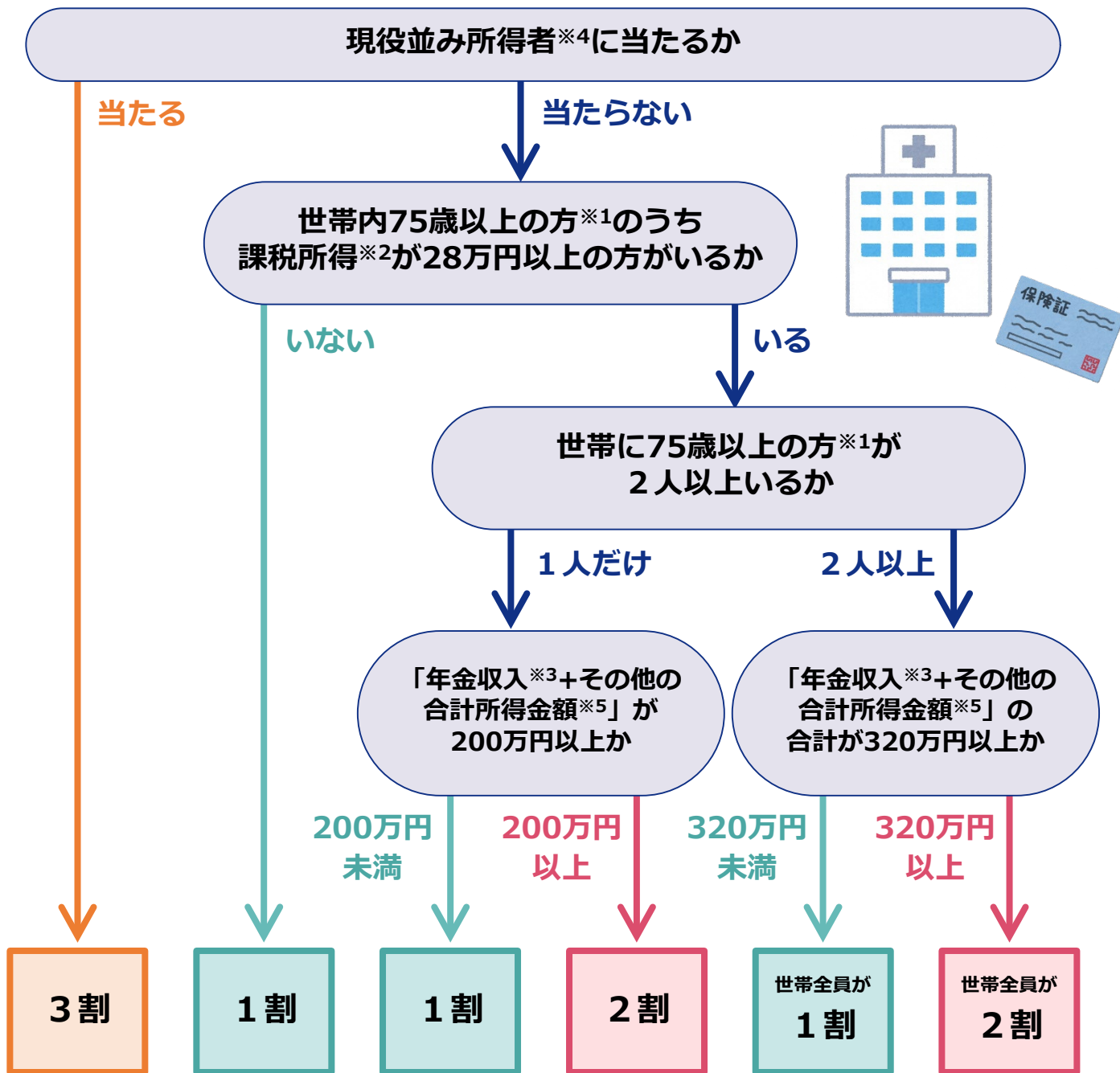


現役世代からの支援金の増加



窓口負担 2 割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担が 2 割の対象となるかどうかは、75歳以上の方※¹の課税所得※²や年金収入※³をもとに、世帯単位で判定します。
(2021年中の所得をもとに、2022年7月頃から判定が可能になり、9月頃に被保険者を送ります)



※1 正確には、後期高齢者医療の被保険者
(65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)

※2 課税所得とは
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です。

※3 年金収入には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。

※5 「その他の合計所得金額」とは
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

窓口負担が2割となる方には 負担を抑える配慮措置があります

- 2022年10月1日の施行後3年間(2025年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口自己負担1割のとき ①	5,000円
窓口自己負担2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 3,000円 (③-3,000円)	2,000円
払い戻し	2,000円



配慮措置

1か月 5,000円の負担増を
3,000円に抑制するための
差額を払い戻します

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、制度の施行日前に青森県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します

申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

ご注意ください！

- 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは **絶対にありません**。
- 不審な電話があったときは、警察署または消費生活センターにお問い合わせください。



書類は必ず
郵送でお届けします



医療費窓口負担の見直しに関するお問い合わせは

「青森県後期高齢者医療広域連合」またはお住まいの市町村の「後期高齢者担当窓口」までお問い合わせください。

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、後期高齢者窓口負担割合コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。

不審な連絡があったときは、警察署 (#9110) または消費生活センターまでお問い合わせください。